

検討委員会規程改定(案)について

1. 改定(案)要覽

改定(案)	現行	改定の趣旨及び目的
<p>(目的) 第1条 この規程は、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(以下「JPNIC」という)理事会内規第18条第1項の規定に基づき設置する検討委員会の運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。JPNIC理事会内規において定義されている用語がこの規程において用いられているときは、当該用語は、この規程において別段の定義をしていない限り、この規程においてもJPNIC理事会内規所定の意味を有する。</p>	<p>(目的) 第1条 この規程は、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター理事会内規第19条第1項の規定に基づき設置する検討委員会の運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>各規程間での表現を統一するため、「(以下「JPNIC」という)」を追加し、さらに理事会内規改定に伴い、理事会内規参照先を変更。また規程で用いられる用語についての記述を、理事会内規との関連性を明示化するために「JPNIC理事会内規において定義…」以下の文言を追加。</p>
<p>(検討委員会の設置) 第2条 各検討委員会は、JPNIC理事会内規第13条第3項および第18条第1項に基づき、分野担当理事の提案により理事会の承認を経て、事業活動の充実及び活発化を目的として設置される。</p>	<p>(検討委員会の設置) 第2条 各検討委員会は、理事会内規第21条第1項に基づき理事会から依頼された事項を検討することを目的として設置される。</p>	<p>分野担当理事の設置に伴い、検討委員会の目的に関する条文を変更。</p>
<p>(委員長) 第3条 各検討委員会の委員長は、理事会において選任する。</p>	<p>(委員長) 第3条 各検討委員会の委員長は、理事会において選任する。</p>	
<p>2 当該検討委員会を設置する分野担当理事は、その委員長を兼任することができない。ただし、理事会がやむを得ない事情により特に認めた場合は、この限りではない。</p>	<p>2 検討委員会担当理事は当該検討委員会の委員長を兼任することができない。ただし、理事会がやむを得ない事情により特に認めた場合は、この限りではない。</p>	<p>分野担当理事の設置に伴う条文変更。</p>
<p>3 検討委員会の委員長は他の検討委員会の委員長を兼任することができない。</p>	<p>3 検討委員会の委員長は他の検討委員会の委員長を兼任することができない。</p>	
<p>4 委員長は、評議委員会に対して検討結果の報告、活動結果の報告などを行う。</p>	<p>4 委員長は、評議委員会に対して検討結果の報告、活動結果の報告などを行う。</p>	
<p>5 委員長は、評議委員会または理事会から検討状況等の報告を請求された場合は検討状況等を報告しなければならない。</p>	<p>5 委員長は、評議委員会または理事会から検討状況等の報告を請求された場合は検討状況等を報告しなければならない。</p>	
<p>6 委員長は、必要と判断した場合、臨時の評議委員会の開催を評議委員長に要請することができる。</p>	<p>6 委員長は、必要と判断した場合、臨時の評議委員会の開催を評議委員長に要請することができる。</p>	
<p>(検討委員会のメンバー) 第4条 理事会は、各検討委員会の委員長および当該検討委員会を設置する分野担当理事が連名で推薦する者の中から各検討委員会のメンバーを任命する。</p>	<p>(検討委員会のメンバー) 第4条 理事会は、各検討委員会の委員長および検討委員会担当理事が連名で推薦する者の中から各検討委員会のメンバーを任命する。</p>	<p>分野担当理事の設置に伴う条文変更。</p>

<p>2 各検討委員会のメンバーは、複数の検討委員会のメンバーを兼任することができる。</p>	<p>2 各検討委員会のメンバーは、複数の検討委員会のメンバーを兼任することができる。</p>	
<p>(副委員長) 第5条 各検討委員会に、必要に応じて、副委員長をおくことができる。</p>	<p>(副委員長) 第5条 各検討委員会に、必要に応じて、副委員長をおくことができる。</p>	
<p>2 副委員長は、委員長の意見を聴取した上で、メンバーの中から当該検討委員会を設置する分野担当理事が選任する。</p>	<p>2 副委員長は、委員長の意見を聴取した上で、メンバーの中から検討委員会担当理事が選任する。</p>	<p>分野担当理事の設置に伴う条文変更。</p>
<p>3 委員長が、職務を行うことができない場合、副委員長がその職務を代行する。</p>	<p>3 委員長が、職務を行うことができない場合、副委員長がその職務を代行する。</p>	
<p>(検討委員会の開催) 第6条 <u>検討委員会のチャーターの作成は、当該検討委員会を開催する分野担当理事が行なう。</u></p>	<p>(検討委員会の開催) 第6条 検討委員会は、委員長が必要に応じて招集し、会議を開催する。</p>	<p>分野担当理事の設置に伴う条文変更。</p>
<p>2 <u>検討委員の招集は、委員長が行なう。</u></p>	<p>2 会議の議長は、委員長がつとめる。</p>	
<p>3 会議の議長は、委員長がつとめる。</p>		
<p>(<u>検討委員会を設置する分野担当理事の権能および責務</u>)</p>	<p>(検討委員会担当理事の権能および責務)</p>	<p>分野担当理事の設置に伴う条文変更。</p>
<p>第8条 各検討委員会の運営に必要な費用は、<u>各検討委員会を設置する分野担当理事において決裁するものとする。</u></p>	<p>第8条 各検討委員会の運営に必要な費用は、各検討委員会担当理事において決裁するものとする。</p>	<p>分野担当理事の設置に伴う条文変更。</p>
<p>2 <u>各検討委員会を設置する分野担当理事は、検討委員会に出席することができる。</u></p>	<p>2 検討委員会担当理事は、検討委員会に出席することができる。</p>	<p>分野担当理事の設置に伴う条文変更。</p>

## 2. 改定案

### 検討委員会規程（案）

（2001年5月30日制定）

（2002年5月23日改定）

#### （目的）

第1条 この規程は、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「JPNIC」という）理事会内規第18条第1項の規定に基づき設置する検討委員会の運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。JPNIC 理事会内規において定義されている用語がこの規程において用いられているときは、当該用語は、この規程において別段の定義をしていない限り、この規程においても JPNIC 理事会内規所定の意味を有する。

#### （検討委員会の設置）

第2条 各検討委員会は、JPNIC 理事会内規第13条第3項および第18条第1項に基づき、分野担当理事の提案により理事会の承認を経て、事業活動の充実及び活発化を目的として設置される。

#### （委員長）

第3条 各検討委員会の委員長は、理事会において選任する。

- 2 当該検討委員会を設置する分野担当理事は、その委員長を兼任することができない。ただし、理事会がやむを得ない事情により特に認めた場合は、この限りではない。
- 3 検討委員会の委員長は他の検討委員会の委員長を兼任することができない。
- 4 委員長は、評議委員会に対して検討結果の報告、活動結果の報告などを行う。
- 5 委員長は、評議委員会または理事会から検討状況等の報告を請求された場合は検討状況等を報告しなければならない。
- 6 委員長は、必要と判断した場合、臨時の評議委員会の開催を評議委員長に要請することができる。

#### （検討委員会のメンバー）

第4条 理事会は、各検討委員会の委員長および当該検討委員会を設置する分野担当理事が連名で推薦する者の中から各検討委員会のメンバーを任命する。

- 2 各検討委員会のメンバーは、複数の検討委員会のメンバーを兼任することができる。

(副委員長)

第5条 各検討委員会に、必要に応じて、副委員長をおくことができる。

- 2 副委員長は、委員長の意見を聴取した上で、メンバーの中から当該検討委員会を設置する分野担当理事が選任する。
- 3 委員長が、職務を行うことができない場合、副委員長がその職務を代行する。

(検討委員会の開催)

第6条 検討委員会のチャーターの作成は、当該検討委員会を開催する分野担当理事が行なう。

- 2 検討委員の招集は、委員長が行なう。
- 3 会議の議長は、委員長がつとめる。

(検討委員会の議決)

第7条 検討委員会の議事は、メンバー(委員長を含む)の2分の1以上が出席し、かつ出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項の場合、書面等をもってあらかじめ表決の意思表示をした者については、これを出席者とみなす。

(検討委員会を設置する分野担当理事の権能および責務)

第8条 各検討委員会の運営に必要な費用は、各検討委員会を設置する分野担当理事において決裁するものとする。

- 2 各検討委員会を設置する分野担当理事は、検討委員会に出席することができる。

(検討委員会メンバー以外の者の出席)

第9条 検討委員会が必要と認めた者は、検討委員会に出席し、意見を述べることができる。

(守秘義務)

第10条 各検討委員会のメンバーへの就任は、所定の守秘義務に関する覚書を締結することを条件とする。

(規定の変更)

第11条 この規程の変更は、理事会の議決を経て行う。

附則

- 1 この規程は、2001年5月30日から施行する。
- 2 2002年5月23日付の改定は、2002年5月23日から施行する。